

風水害等対策計画編

7 大規模な火事災害対策計画

目 次

7 大規模な火事災害対策計画	
第1章 災害予防.....	269
第1節 災害に強いまちづくり.....	269
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え.....	269
第3節 防災知識等の普及.....	271
第2章 災害応急対策.....	272
第1節 発災直後の情報の収集・連絡.....	272
第2節 活動体制の確立.....	273
第3節 救助・救急、医療及び消火活動.....	273
第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	274
第5節 避難収容活動.....	274
第6節 施設及び設備の応急復旧活動.....	274
第7節 関係者等への的確な情報伝達活動.....	274
第8節 防疫及び遺体の処理.....	275
第3章 災害復旧.....	276

7 大規模な火事災害対策計画

本計画は、市内において大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

第1章 災害予防

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成

市及び消防本部は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備及び維持管理

消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

消防本部及び事業者は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進

市、消防本部、事業者は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡

災害応急対策の円滑な実施を図るため、関係機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

また、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ車両等多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するものとする。

(2) 情報の分析整理

平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握のうえ、災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 通信手段の確保

非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については、風水害等対策計画編2第2章第5節「通信計画」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法的の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておくものとする。

なお、市においては既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」（県下全市町村）
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」（県下全消防本部）

3 救助・救急、医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの防災機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また、相互に資機材の保有状況等を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

(2) 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え

同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え、防火水槽の整備、河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、消防ポンプ自動車等消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、風水害等対策計画編2第2章第22節「輸送計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

避難所・避難路をあらかじめ指定し、市民への周知徹底に努めるものとし、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練を行うものとする。

(2) 避難所

学校、公民館等公共施設等を対象に避難所を指定し、市民への周知徹底に努めるものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関との連携を図るものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

大規模災害を想定し、市民参加により、より実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施するものとする。

第3節 防災知識等の普及

1 防災知識の普及

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、各種広報媒体を活用することにより市民の防災知識の普及、啓発を図るものとする。

2 防災関連施設等の普及

市民等に対し、住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

第2章 災害応急対策

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

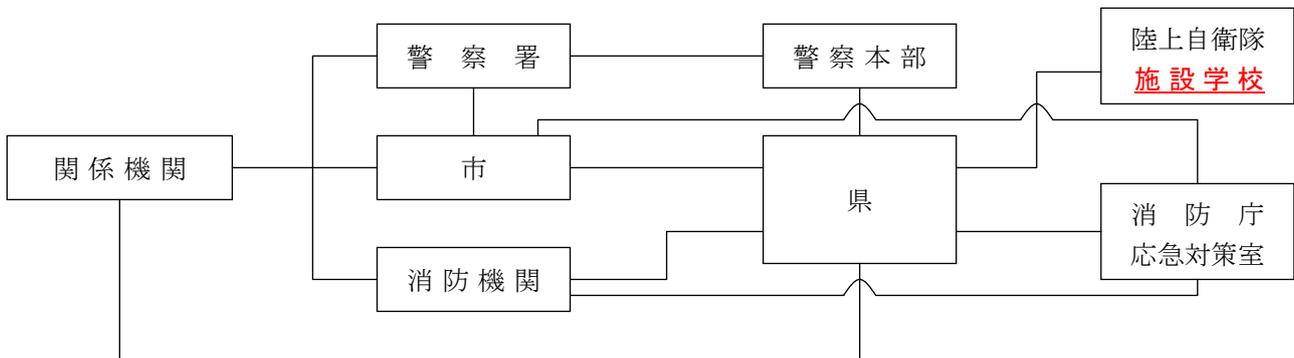
(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

市及び消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

〔情報通信連絡系統図〕



〔連絡先一覧〕

機 関 名	担 当 部 署	電話番号（夜間・休日の場合）
消 防 庁	応 急 対 策 室	03-5253-7527 <u>03-5253-7527(FAX)</u> 宿直室 03-5253-7777 <u>03-5253-7553(FAX)</u>
<u>陸上自衛隊 施設学校</u>	<u>警備課防衛班</u>	<u>029-274-3211</u> 内線 234 駐屯地当直指令 内線302
警 察 本 部	警 備 課 地 域 課	029-301-0110 内線 5751 内線 3571 総合当直 029-301-0110

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保

災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとし、電気通信事業者は、県及び市等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

災害発生直後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとし、機関相互の連携に努めるものとする。

2 広域的な応援体制

市内において大規模な火事による災害が発生し、自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は、風水害等対策計画編2第2章第26節「他の地方公共団体等に対する応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図るものとする。

3 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し、必要と認められた場合、風水害等対策計画編2第2章第25節「自衛隊に対する災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

市及び消防本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ他の関係機関に応援を要請するものとする。

2 資機材等の調達等

市は、活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。なお、必要に応じ民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

3 医療活動

市は、発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、風水害等対策計画編2第2章第17節「医療・助産計画」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携のものと、医療救護活動を行うものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は震災対策計画編第3章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

4 消火活動

消防本部は、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、被災地以外の市町村は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備会社等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第5節 避難収容活動

発災時において、市が行う避難勧告等については、風水害等対策計画編2第2章第11節「避難計画」に準ずるほか、次によるものとする。

1 避難誘導の実施

市は、発災時には、避難所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難場所

市は、発災時には、必要に応じ避難所を開設するものとする。この際、避難所における情報の伝達、食糧、水等の配布及び清掃等については、避難者、住民民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

3 災害時要援護者への配慮

市は、避難誘導及び避難所において、高齢者及び障害者等災害時要援護者に十分配慮するものとする。

第6節 施設及び設備の応急復旧活動

市の所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動

市は、火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

・市及び関係機関の実施する応急対策の概要

- ・避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努めるものとする。

第8節 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、風水害等対策計画編2第2章第18節「防疫計画」及び同第20節「死体の捜索及び処理埋葬計画」に準じて実施するものとする。

第3章 災害復旧

災害復旧・復興対策については、風水害等対策計画編2第3章「災害復旧計画」に準じて実施するものとする。